

令和2年度 綾部商工会議所

予告

中小企業知恵の経営 ステップアップ事業

上記の補助金事業を実施します。詳細は以下をご覧ください。
今回は **実施の予告** ですので、受付期間が始まるまでにじっくりと経営改善計画を練ってください。
計画策定は、経営支援員がお手伝いしますので、お気軽にご連絡ください。

【補助対象者】

原則として、綾部市内に事業所（団体）等を有する下記の中小企業及び商店街団体が対象

（1）中小企業等の範囲

業種	常時使用する従業員数	資本金の額又は出資総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせ下さい。

（2）小規模企業の範囲

業種	常時使用する従業員数
製造業・その他の業種	20人以下
卸売業	5人以下
小売業	5人以下
サービス業	5人以下

※一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせ下さい。



（3）商店街団体の範囲

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会

※詳細はお問い合わせ下さい。

原則として、昨年に当補助金の採択を受けた事業所は対象外となります。

【補助金額及び補助率】

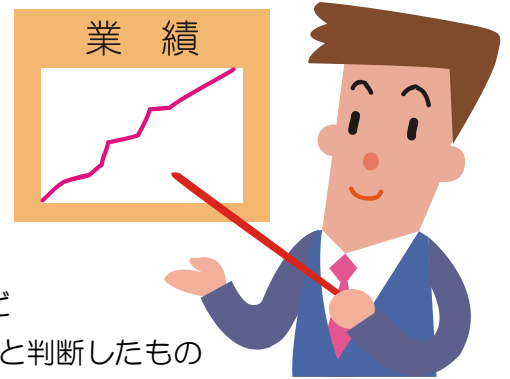
項目	対象	補助率	補助上限	
経営改善型	中小企業等	小規模企業※	3分の2	200,000円
	中小企業等	中小企業（小規模企業除く）※	2分の1	300,000円
	中小企業等	中小企業を構成員とする団体等※	3分の2	200,000円
	商店街団体		3分の2	200,000円
起業支援型	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円	

【補助対象事業】

- ① 経営改善（商店街は集客）に繋がる工夫を凝らした取組（事業）であること。
- ② 経営改善（商店街は集客）の見通し（売上向上、販路開拓、効率化等）があること。
- ③ 具体性・計画性があり、実現可能なものであること。

〈補助対象経費の具体例〉

- ◆ 経営改善計画遂行に向けた取組、商品の販売促進の取組に係る経費 など
 - ・ 展示会出展費用、ブース造作料 など
 - ・ チラシ作成、ホームページ作成、新聞折り込み、広報誌への掲載費用、のぼり旗作成費用 など
 - ・ 集客増加を目指す店舗等の改装費用 など
- ◆ コストダウン対策に関する経費
 - ・ 作業効率を大幅に向上させる機器導入 など
- ◆ 固定客を生み出すような商店街の実施するイベント経費 など
- ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの



【申請受付期間】

令和2年7月14日（火）から令和2年8月14日（金）まで（必着）

※交付決定日：令和2年8月31日（月）を予定

【事業実施期間】

令和2年4月1日（水）から令和3年1月29日（金）

※交付決定日より前に事業を実施される場合は、申請時に事前着手届も併せて提出してください。

ただし、その場合でも交付決定日以前に請求・支払い行為が発生した費用に関しては補助対象経費となりません。

【その他】

- ・ 同一取組（事業）について、他の補助金や助成金等を受けている場合や受けることが決まっている場合は、当補助金の対象となりません。
- ・ 補助金は、予算の範囲内で交付するため、応募が多数の場合や採択されることになった場合でも希望された金額に応じられない場合があります。
- ・ 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払いです。資金繰りにはご注意ください。
- ・ 申請にあたり、経営状況が確認できる書類（決算書や収支内訳書など）を提出して頂きます。
- ・ 採択を受けた事業所に関しては、会議所のHP等で公表させて頂きます。
- ・ 詳しい実施要領等は、綾部商工会議所のホームページ（<http://ayabe-cci.jp/>）をご覧ください。

【提出先及び問い合わせ】

綾部商工会議所 中小企業相談課

〈住所〉 〒623-0016

綾部市西町1丁目50-1 I・Tビル4F

〈電話〉 0773-42-0701

〈FAX〉 0773-42-2777

〈メール〉 ayabe@kyo.or.jp

